社会福祉施設等事業者 様

東京都福祉保健局高齢社会対策部計画課

令和元年台風19号における社会福祉施設等(老人福祉施設等)被害状況調査(依頼)

日頃から、都の高齢者福祉保健行政に御理解をいただき誠にありがとうございます。 標記について、厚生労働省から依頼がありましたので、下記により回答方よろしくお願いいたします。

記

1 調査対象施設等

令和元年台風19号により被災した以下の施設等(特段の物損等の被害がなかった場合は回答不要) 【対象施設等】

設立法人	種別
区市町村、社会福祉法人	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入
	所施設、老人デイサービスセンター等
区市町村、社会福祉法人、民間法	ケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症対応型デイサービスセン
人	ター、小規模多機能型居宅介護事業所、夜間対応型訪問介護ステーシ
	ョン、介護予防拠点、地域包括支援センター、定期巡回・随時対応型
	訪問介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者
	グループホーム等
区市町村、社会福祉法人、医療法	介護老人保健施設、介護医療院
人、その他厚生労働大臣が認めた者	
区市町村、社会福祉法人、医療法	訪問看護ステーション
人、非営利法人	

※調査対象種別については、下記のホームページの交付要綱をご確認ください。

2 調査内容

リンク先の東京都福祉保健局ホームページに掲載されている回答様式のとおり http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisaku/tyousa.html

- ※ 検索される際は、東京都福祉保健局ホームページの高齢者> 高齢者施策> 令和元年台風19号における社会福祉施設等(老人福祉施設等)被害状況調査(依頼)からダウンロードをお願いいたします。 【参考】調査概要
- (1) 令和元年台風19号により被災した上記1の対象施設等における「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助」の活用意 向調査(交付要綱等は上記のホームページを御確認ください)
 - ※ 災害復旧に係る施設整備に要する額(被害額)が1件につき80万円以上の場合のみ対象となります。
- (2) 令和元年台風19号により被災した上記1の対象施設等の事業再開のために必要な備品・設備等(※)に要する費用にかかる調査
 - ※ 備品・設備等とは、施設整備に該当しない需用費(消耗品費、修繕費、印刷製本費)、備品購入費、使用料及び 賃借料(礼金含む)等を想定しています。

3 提出期限・回答方法

- (1)提出期限:令和元年10月24日(木曜日)正午必着
- (2)回答方法:以下のメールアドレスあてに、回答を入力した回答様式をお送りください。

S0000267@section.metro.tokyo.jp

【重要】メールの件名は、必ず「(貴法人名)令和元年台風19号被害状況調査」としてください。

(本通知に関するお問合せ)

東京都福祉保健局高齢社会対策部計画課計画担当 電話:03-5320-4576 担当:阿部、西島